

# 貸金業者から訴訟を起こされたあなた！

その借金、本当に返さなければいけないの？

かなり前に返済が滞ってしまった借金に関して、一部の貸金業者（消費者金融、信販会社、または債権回収会社を含む）から貸金返還請求訴訟や支払督促を起こされたケースが報告されています。



何だかよく分からないからとか、裁判所からの通知だから間違いはないだろうと思って、その訴えを無視していると、借主が欠席のまま貸金業者の主張を認める判決が出てしまいます。判決が出てしまうと、判決をもとに貸金業者からあなたの給料などを差し押さえられる可能性があります。

しかし、

## あなたの借金は消滅時効が完成して



## いる場合もあります！

貸金業者から訴訟を起こされたあなた！

まずは、お近くの司法書士に相談してみてください。

法務大臣の認定を受けた司法書士については、法令で定められた範囲（請求額が140万円まで）の簡易裁判所を管轄とする民事紛争につき、あなたの代理人として、あなたに代わって法廷で弁論するなど、様々な裁判上の手続を行うことができます。また、法令で定められた範囲（請求額が140万円まで）の民事のトラブルについて、あなたの代理人として、あなたに代わって相手方と裁判外で和解の交渉をすることが出来ます。

山形県司法書士会